

## 中小企業等支援制度

### 2.事務所等の「賃借」に対する助成

補助対象 下表の補助対象要件を満たす事務所等の賃借を行う事業

補助区分	補助対象要件		補助内容
	事務所等	その他	
①市内移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積300m<sup>2</sup>以上の製造業の工場</li> <li>床面積25m<sup>2</sup>以上的情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業の事務所</li> <li>床面積25m<sup>2</sup>以上のデザイン業、著述・芸術家業、商業写真業、経営コンサルティング業、機械設計業の事務所</li> <li>加工・組立・梱包を伴う</li> <li>床面積600m<sup>2</sup>以上の物流施設<sup>※1</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員1人以上の増加</li> <li>2年以上の賃貸借契約</li> <li>概ね1年以上的事業実績</li> </ul>	建物賃借料の 1/2×1年間 (限度額200万円)
②市外からの新規進出 又は起業	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内公的創業者育成室(静岡市産学交流センター創業者育成室、清水産業・情報プラザ)から</li> <li>床面積25m<sup>2</sup>以上の事務所への拡大移転(市内移転に限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員3人以上 ※1の場合:10人以上</li> <li>2年以上の賃貸借契約</li> <li>概ね1年以上的事業実績 起業の場合は、起業から1年経過後に申請となります。</li> </ul>	建物賃借料の 1/2×2年間 (限度額400万円) 1年度につき200万円
③大規模事業所 (市外からの新規進出)	<ul style="list-style-type: none"> <li>床面積1,000m<sup>2</sup>以上又は、従業員30人以上の製造業の工場</li> <li>床面積300m<sup>2</sup>以上又は、従業員30人以上のコンタクト(コール)センター</li> <li>床面積300m<sup>2</sup>以上又は、研究員5人以上の自然科学研究所、ソフトウェア業・製造業の研究開発施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2年以上の賃貸借契約</li> <li>概ね1年以上的事業実績</li> </ul>	建物賃借料の 1/2×2年間 (限度額1,000万円) 1年度につき500万円

申請期限は賃貸借契約締結日から1年間です。(起業の場合は除く)・建物賃借料には敷金、礼金、不動産仲介料、保険料、共益費、保証金、権利金等は含まれません。・従業員とは雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者とし、勤務時間が週30時間未満のパート従業員及び市外在住者は1/2人換算となります。・事業拡大のために事業を維持しつつ新たな事務所を賃借する場合は、複数回の利用が可能です。

### 3.本社機能移転・拡充に対する助成

補助対象 地域再生計画<sup>※1</sup>に基づく特定業務施設(本社機能)<sup>※2</sup>整備事業

※1 静岡県知事あてに、当該事業を開始する前(着工前)に「特定業務施設整備計画」(問合せ: 静岡県 総合政策課 電話/054-221-2362)の認定が必要

※2 「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」、「情報サービス事業部門」、「商業事業部門の一部」、「サービス事業部門の一部」のいずれかを有する事務所、研究所、研修所及びそれに併設する育児支援施設(営業所等は含まない) 注) 特定業務施設の整備にかかる経費が補助対象となります。

東京23区からの移転

補助区分	補助率・内容	補助限度額	補助区分	補助率・内容	補助限度額
①用地取得	用地取得費の 10%	合算で1億円	①用地取得	用地取得費の 5%	
②新規雇用・ 本市転入者	新規雇用×25万円 本市転入者×50万円		②新規雇用	従業員数×25万円	
③設備投資 (建物+機械設備等)	補助対象経費の 5%	5,000万円	③設備投資 (建物+機械設備等)	補助対象経費の 3%	3,000万円
④建物賃借料	建物賃借料の 1/2×3年間	1,500万円 (1年度につき500万円)	④建物賃借料	建物賃借料の 1/2×3年間	200万円

・移転後の事業所の従業員の数が3人以上

### 4.「クリエーター事務所」に対する助成

補助対象要件	補助内容
中心市街地(静岡地区) <sup>※1</sup> におけるクリエーター事務所であって、以下を満たすもの ・2年以上の賃貸借契約 ・概ね1年以上的事業実績 ・事前審査有り(書類・面接) ※1 中心市街地(静岡地区)とは、静岡市中心市街地活性化基本計画で定められた区域のことです。	建物賃借料の 1/2×3年間(限度額300万円) 1年度につき100万円

お問い合わせ先

静岡市経済局商工部 産業政策課 創業・イノベーション推進係

〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2313 FAX/054-354-2132



## 中小企業等支援制度

### 1.事業高度化機械設備設置に対する助成

補助対象 •製造業 •市内に製造拠点を有する中小企業

助成内容

補助要件	補助率
① 1点500万円以上の機械設備 <sup>※1</sup> を市内製造拠点に設置 ② 機械設備設置により、「生産性の向上」もしくは「新製品の開発又は製造」のいずれかを達成できること	省エネに資する 機械設備設置事業 10% <sup>※2</sup> 左記以外の 機械設備設置事業 5%

\*1 機械設備とは、地方税法に規定する償却資産の【機械及び装置】で、耐用年数1年以上のものとします。

\*2 省エネに資する機械設備の対象についてはウェブページをご参照ください。



# 企業立地促進制度 & 中小企業等支援制度のあらまし

## 企業立地促進助成制度

## 中小企業等支援制度

1.工場等の「建設」に対する助成

2.事務所等の「賃借」に対する助成

3.本社機能移転・拡充に対する助成

4.「クリエーター事務所」に対する助成

■企業立地総合サポート窓口

■「地域未来投資促進法」を活用した設備投資減税のご紹介

■民間団地開発事業に対する助成

事前にご相談ください

2024  
年度



※記載内容は令和6年4月現在のもの  
での、変更となる場合があります  
ので、必ず事前にご相談ください。

静岡市



## 1.工場等の「建設」に対する助成～静岡県補助制度の併用について～

＼ 県補助と合わせて / 用地取得費／最大12億円 新規雇用／1人につき最大50万円 設備投資費用／最大15億円補助!

## 静岡市【令和6年4月1日以降事業着手分】

対象業種	製造業、加工・組立・梱包を伴う物流業、情報通信業、研究所「日本標準産業分類」に基づく
用地	取得する場合:1,000m以上(研究所は床面積200m以上)
従業員数	10人以上(研究所については5人以上)
設備投資額	5,000万円以上(建物を新增築、購入、又は賃借し、かつ機械設備を購入)
労働生産性の増加	労働生産性(従業員1人当たりの付加価値創出額)立地後3~5年で年平均3%以上増加
期限	事業着手日※1から3年以内(未造成用地取得5年以内、自社有地2年以内)に業務開始※2

※1 用地取得、工場設立、機械設備に関わるいずれかの契約をした日のうち最も早い日 ※2 補助対象経費に関わる支払いを全て完了し、補助要件を全て満たすこと

## 静岡県

対象業種	工場(製造業、植物工場)、物流施設(輸送業等)、研究所等
用地	取得する場合:1,000m以上(研究所は床面積200m以上)
従業員数	[用地取得ありの場合] 10人以上
設備投資額	設備投資額5億円以上(研究所は1億円以上)
期限	事業着手日※1から3年以内(未造成用地取得5年以内、自社有地2年以内)に業務開始

## 静岡市【令和6年3月31日以前事業着手分】

対象業種	製造業、加工・組立・梱包を伴う物流業、情報通信業、研究所「日本標準産業分類」に基づく
用地	取得する場合:1,000m以上(研究所は床面積200m以上)
従業員数	・市外からの新規進出の場合は補助対象施設の従業員10人以上。 ・市内に事業所がある場合は補助対象施設の従業員10人以上かつ市内従業員が減少しないこと。 ただし、用地取得がなく、市内に事業所がある場合は市内従業員が減少しないこと。 (研究所については研究員5人以上)
設備投資額	5,000万円以上(建物を新增築、購入、又は賃借し、かつ機械設備を購入)
期限	事業着手日※1から3年以内(未造成用地取得5年以内、自社有地2年以内)に業務開始※2

補助区分	要件等	補助率・内容	補助限度額	県の補助
①用地取得	設備投資額5億円以上	用地取得費の <b>25%</b>	<b>10億円</b> 新規雇用と合算	○
	設備投資額5億円未満	用地取得費の <b>15%</b>	<b>1.5億円</b> 新規雇用と合算	
②新規雇用	新規雇用 従業員数×25万円	用地取得のとおり		○
③設備投資 (建物+機械設備)	設備投資額5億円以上	対象経費の <b>5%</b>	<b>5億円</b>	○
	設備投資額5億円未満			

注) 補助金額が高額の場合、分割交付となる場合があります。

補助区分	業種区域	工場		物流施設	研究所
		成長分野 <sup>※5</sup>	その他		
①用地取得	ふじのくに フロンティア 推進区域 <sup>※3</sup>	20% 限度額2億円	15% 限度額1.5億円	15% 限度額1.5億円	20% 限度額2億円
		15% 限度額1.5億円	10% 限度額1億円	10% 限度額1億円	15% 限度額1.5億円
②新規雇用					
業種	新規雇用 従業員数×25万円		物流施設	研究所	
	成長分野 <sup>※5</sup>	その他			
③設備投資 (建物+機械設備)	補助率等	10% 限度額10億円	7% 限度額7億円	7% 限度額7億円	10% 限度額10億円

※3 県の指定を受けた特定区域(大谷・小鹿区域など5か所) ※4 設備投資額5億円未満の場合は、補助対象外となります。 ※5 食品、医薬品、医療機器、環境関連産業 等

補助区分	要件等	補助率・内容	補助限度額	県の補助
①用地取得	重点地域(工業地域、工業専用地域、市内工業団地 <sup>※1</sup> )に用地を取得、かつ設備投資額5億円以上	用地取得費の20%	10億円	○
	以下のいずれかに該当 ・戦略産業(海洋・ロジスティクスなど)の工場等 ・成長分野(食品、医薬品、医療機器、環境関連産業の製造業)の工場 ・研究所	用地取得費の15%	1.5億円	
	上記以外	用地取得費の10%	1億円	
②新規雇用	新規雇用 従業員数×25万円	用地取得のとおり		○
③設備投資 (建物+機械設備)	・研究所 ・戦略産業の工場等	補助対象経費の3% 県補助率との合計が10%		○
	設備投資額5億円以上	設備投資額5億円未満		
	事業継続計画(BCP)等による移転	設備投資額5億円以上	補助対象経費の7%	
	重点地域に用地取得 設備投資額5億円未満	設備投資額5億円未満		
	上記以外	補助対象経費の3%	3,000万円	

用地取得	用地取得とは「用地の売買契約の締結」を指します。 *工場建屋付の土地を購入した場合にも、補助の対象となる場合があります。
設備投資	*機械設備とは、地方税法に規定する償却資産で、固定資産台帳の【機械及び装置】(耐用年数1年以上及び取得価格50万円以上のもの)を指します。
	・設備投資助成の補助対象となる経費は、建物と建物付属設備のうち生産・事務に関する部分と新規機械設備(中古機械を含む)の取得費用です。
	・機械設備のリースによる取得については、補助要件の設備投資金額には含みますが、補助対象経費には含みません。
	・造成費、外構工事は、補助要件の設備投資金額に含みません。
新規雇用・従業員数	新規雇用とは、事業着手日以後の新規雇用従業員をいい、従業員とは雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者とし、週30時間未満の勤務時間のパート従業員及び市外在住者は1/2人換算となります。

## 企業立地総合サポート窓口

## お問い合わせ先

静岡市では、企業の皆様の進出先の土地の検討(土地探し)から立地が実現するまで、皆様のお悩みに寄り添い、徹底したサポートをいたします!

静岡市経済局 産業基盤強化本部 立地環境整備係  
〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2046 FAX/054-354-2132

## ■「地域未来投資促進法」を活用した設備投資減税のご紹介(企業立地促進助成制度と併用可)

- ・地域未来投資促進法に基づき「地域経済牽引事業計画」の市の承認を受けた事業者が、承認された事業計画に基づいて設備投資を行う場合に、事業の先進性を有する等の要件について国の確認を受けると、設備投資に関する減税措置を受けることがあります。
- ・計画の承認には、市が指定する「成長分野」に該当することに加え、経済的効果の要件等を満たす必要があります。詳細については、お問い合わせください。
- ・静岡市が指定する「成長分野」は下記のとおりです。

海洋分野	食品・ヘルスケア分野	成長ものづくり分野
先端加工技術分野	清水港・ロジスティクス分野	観光ブランド分野
文化・クリエイティブ分野	情報通信・専門サービス関連分野	環境リサイクル分野

## お問い合わせ先

静岡市経済局 産業基盤強化本部  
立地環境整備係  
〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 電話/054-354-2046

## ■民間団地開発事業に対する助成

## 補助対象

高度化事業による「開発・立地一体型の団地整備」<sup>※1</sup>を行う協同組合<sup>※2</sup>

※1 独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化事業を活用し、用地取得、造成、建物の建設を協同組合が一体的に行う団地整備

※2 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合

## 助成内容

補助要件	補助内容
・工場等の用に供する団地であること	団地内の公共施設 <sup>※4</sup> の整備に係る造成工事費の1/3(限度額5,000万円)
・事業着手日から5年以内に業務開始 <sup>※3</sup>	

※3 事業着手日:用地取得、工場建設、機械設備に関わるいずれかの契約をした日のうち最も早い日/業務開始:補助対象経費に関わる支払いを全て完了し、補助要件を全て満たすこと

※4 道路、調整池等の団地内における共用部分の施設のうち、市長が必要と認めるもの

